

事務連絡
令和3年4月1日

事業主
健康保険ご担当者様

愛知県医療健康保険組合

健康保険組合への届出等の押印廃止について

日頃は当組合の事業運営にご協力いただき、誠にありがとうございます。

さて、令和2年12月25日付けにて厚生労働省より「押印を求める手続きの見直し等のため厚生労働省関係省令の一部を改正する省令」等が公布され、事業主等の押印が不要となりました。

つきましては、今後、当組合への届出については押印不要といたしますので、下記内容をご確認の上、ご対応いただくとともに、被保険者等への周知をお願いいたします。

なお、押印を廃止した新様式は、当組合のホームページからダウンロードしてください。

記

1. 対象となる印

- ①事業主印
- ②被保険者および被扶養者の印
- ③社会保険労務士の印
- ④医師による意見書の印

2. 対象の届出

当組合に提出する裏面書類を除く全ての届出書
(適用・給付・保健事業等に関する届出書)

3. 留意事項

- ・当組合が「確認が必要」と判断した場合、事業主や被保険者等へ電話連絡や添付書類による突合等を行います。
- ・電子申請については引続き、電子証明書の添付等が必要です。

4. この件に関する問い合わせ先

愛知県医療健康保険組合 TEL 052-269-3203

(裏面に続く)

○引き続き押印が必要となる届出（書類）一覧

手続き内容	押印が必要となる届出（書類）
保険料振替	保険料口座振替納付（変更）申出書の「金融機関のお届け印」、および「金融機関の確認印」
保険給付	高額療養費支給申請書、標準負担額減額認定申請書、および出産育児一時金の「市区町村長の証明印」
第三者行為	第三者行為の求償の添付書類 <ul style="list-style-type: none"> ・ 事故発生状況報告書の「報告者の印」 ・ 診療報酬明細書の写し、および任意保険会社への照会に対する同意書の「被保険者、被扶養者の印」 ・ 交通事故証明書または交通事故証明書入手不能理由書の「証明印」
開示請求	開示請求手続きにおける被保険者（または遺族）と任意代理人の間で取り交わす「委任状の押印」